

昨年度の提案（案）

鳥取海区漁業調整委員会

| 新規要望 | ○継続要望 |
|---|--|
| 議 題 | 日韓暫定水域及び我が国排他的経済水域における漁業秩序の確立並びに我が国漁船の安全航行、安全操業の確保について |
| <p>提案理由、要旨等</p> <p>新日韓漁業協定締結から15年以上経過しましたが、日韓暫定水域内では韓国漁船による無秩序操業により、水産資源の枯渇がますます懸念される状態となっております。</p> <p>また、双方の排他的経済水域での操業条件、違反操業の取締り、暫定水域における資源管理等については、継続して両国政府レベルで協議が行われ、国も暫定水域周辺における違反操業に対する取締りを強化していますが、韓国側の違反操業は依然として多発しています。</p> <p>一方、民間漁業者間での協議により、平成21年に初めて暫定水域内において日韓両国で海底清掃を実施しましたが、浜田沖及び隠岐北方の暫定水域については、平成22年以降、協議の決裂により、海底清掃は実施できていません。</p> <p>加えて、暫定水域及び我が国の排他的経済水域の境界周辺海域においては、外国漁船の危険な航行及び操業により、我が国の漁船の安全航行、安全操業が脅かされる事案も発生しています。</p> <p>日韓両国政府の責任により積極的に両国間協議の進展を図り、竹島の領土問題の解決により排他的経済水域の境界線の画定に全力を挙げて取り組んでいただくことを強く期待していますが、それまでの間の措置として、下記事項について格別の配慮を要望します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 暫定水域内での漁業秩序および資源管理方策を早急に確立すること。併せて、海底清掃及び漁場交代利用について、民間での合意事項が履行されていない現状を踏まえ、国レベルで調整すること。 2 我が国排他的経済水域内への越境操業に対する取締りの強化と、韓国政府に自国船の無秩序操業に対する監視取締りの強化と指導を強く要請すること。 3 我が国漁船の安全航行、安全操業を確保するため、海上保安庁や水産庁による外国漁船の監視体制を強化し、その動向について情報収集に努めること。 4 現在もなお、暫定水域の設定による漁場喪失や韓国漁船の投棄漁具等による漁場荒廃が続いており、これらの影響を受け厳しい経営を強いられている漁業者に対する支援について、投棄漁具の回収事業等に加え、抜本的な経営救済対策を講じること。 | |

要望結果の概要

IV 外国漁船問題等について

| | |
|--|---|
| <p>1 排他的経済水域の境界の画定</p> <p>竹島の領土権の確立や中国に対する平成9年の外務大臣書簡の破棄など、近隣諸国との間の諸問題を早急に解決するとともに、排他的経済水域にかかる中間ラインの境界画定に向けた交渉を鋭意継続すること。</p> | <p>【水産庁】 <u>竹島の領有権についての我が国の立場は一貫</u>しており、日中漁業関係についても共同委員会を通じてしっかり対応していきたい。</p> <p>排他的経済水域の境界の画定については、外交当局間の交渉の進展が図られるよう外務省と十分連絡を取っていく。</p> <p>【外務省】 平成9年の外務大臣書簡に関する様々な意見については、重く受け止めている。日中漁業関係については、個別具体的な問題について、日中漁業共同委員会を含む二国間のルートを通じてしっかり対応してまいりたい。なお、排他的経済水域の境界の画定については、国連海洋法条約の関連規定及び国際判例に照らせば、中間線を基に境界を画定することが公平な解決になるという立場である。中国側は日本側の立場を認めておらず、双方の立場を近付けるには困難があるが、日本の立場を常に明確に主張し続け、将来の境界画定に繋げていきたい。竹島の領有権に関する我が国の立場は一貫している。引き続き紛争の平和的解決に向けて鋭意努力をしていきたい。</p> |
| <p>回答へのコメント</p> <p>【鳥取海区（案）】 引き続き、領土権の確立に向け、全力を挙げて努力していただきたい。</p> | |
| <p>3 暫定水域等の操業秩序確立と資源管理</p> <p>① 日韓暫定水域、日中暫定措置水域・中間水域及び日台漁業取決め適用水域について、国が責任を持って政府間協議による実効性のある操業秩序を早急に確立させるとともに、各国と共同で資源回復・管理対策を講じること。日韓暫定水域については、海底清</p> | <p>【水産庁】 日本海の暫定水域においては、ズワイガニの資源状況が悪化するとともに、韓国漁船による漁場占拠、漁具の投棄等により、我が国漁船の操業に支障が生じている。このような状況を踏まえ、両国が協力して、日本海の暫定水域における海底清掃事業を維持・拡大していくこと、韓国政府は、<u>浜田沖および隠岐北方水域に漁業指導船各1隻を10月から翌年3月まで常時配置すること、韓国漁船による放置漁具への対策として、漁具実名制を徹底すること、</u>さらに、日韓暫定水域における韓国漁船の漁場占拠問題に対し、<u>漁場の交代利用のための両国政</u></p> |

| | |
|---|---|
| <p>掃及び漁場交代利用について、民間での合意事項が履行されていない現状を踏まえ、国レベルで調整すること。</p> | <p><u>府及び漁業関係者による官民協議会を立ち上げることに合意</u>しており、韓国側と合意した事項の適切な実施を通じて暫定水域等における資源管理措置や漁業秩序の維持が図られるよう粘り強く取り組んでいきたい。</p> <p>日中暫定措置水域の資源管理については、毎年、日中漁業共同委員会において双方の操業隻数等を定めるとともに操業許可漁船名簿を交換しており、日本側が操業許可漁船名簿に記載のない中国漁船の操業を現認した場合は、当該中国漁船に対して注意喚起した上で中国当局に通報することとしている。また、中間水域については、資源管理措置に必要な漁獲量に関するサンプル調査等の交流を行うとともに、漁船の隻数に対する必要な制限等による資源管理措置について、検討・協議を継続することとしている。</p> <p>日台漁業取決め適用水域については、本年3月に合意された操業ルールの適切な実施を確保し、関係漁業者が安心して操業できるよう、全力を尽くしたい。</p> <p>【外務省】 (日韓)</p> <p><u>暫定水域の漁場交代利用のための官民協議会を立ち上げて鋭意交渉しており、引き続き政府としてしっかり取り組んでいきたい。</u></p> <p>(日中)</p> <p>日中漁業共同委員会を含む二国間のルートを通じて、中国側に対して適切な対応を求めており、引き続き継続して取り組んでいきたい。</p> <p>(日台)</p> <p>本年3月に合意されました操業ルールの適切な実施を確保して、漁業関係者の方々が安心して操業できるように全力を尽くしたい。</p> |
| <p>② 民間協議による協定が円滑に締結できるよう、強力に支援すること。</p> | <p>【水産庁】</p> <p><u>民間協議の合意事項については、関係する水域における漁業秩序の確保に資するものと認識しており、これからも円滑に締結できるよう適切に支援していきたい。</u></p> <p>【外務省】 (日韓)</p> <p>暫定水域の漁場交代利用の問題も含めて官民協議会を立ち上げて鋭意交渉しており、引き続き政府としてしっかり取り組んでいきたい。</p> |
| | |

| | |
|---|---|
| <p>③ 政府間協議において、我が国の領海及び排他的経済水域内における相手国漁船の無秩序操業の現状を示し、その根絶のための監視取締り体制の強化と適正な操業の指導を強く要請すること。</p> | <p>【水産庁】 監視取締り体制については、平成23年度の38隻から、平成26年度以降は44隻体制とし、外国漁船に対する監視取締りの強化を図ってきたところである。<u>外国漁船の違法操業については、これまでも日韓・日中の漁業取締実務者協議などの場において相手国に違反事実を示して再発防止を強く要請</u>してきたところであるが、今後もこれら協議や日韓・日中の漁業協定に基づく共同委員会及び日台民間漁業取決めに基づく漁業委員会等の場などを通じ、引き続き対処したい。</p> <p>【外務省】 外国漁船の違法操業については、これまでも日中取締実務者協議などの場において、相手国に違反事実を示し再発防止を強く要請している。今後ともこういった協議や日中の漁業協定に基づく漁業共同委員会及び日台民間漁業取決めに基づく漁業委員会等の場を通じて、引き続き対処していきたい。</p> |
| <p>回答へのコメント 【鳥取海区（案）】 日韓暫定水域に関する問題は漁業者の経営を苦しめる大きな原因となっており、一日も早い漁業秩序の確立と実効性のある資源管理の達成に向け、引き続きご尽力いただきたい。</p> | |
| <p>4 外国漁船の取締強化と漁業者の安全の確保</p> <p>① 海上保安庁及び水産庁の取締り体制を一層強化し、我が国の領海及び排他的経済水域内における外国漁船の違法な操業に対し、徹底した取締りを実施すること。</p> | <p>【水産庁】 海上保安庁との連携のため、定期的に連絡会議の開催、連携取締、情報の相互提供等を行い、外国漁船の取締りに協力して対応しており、今後とも、業務日誌や漁獲物の確認など<u>外国漁船に対する実効ある取締りを実施</u>したい。</p> <p>【海上保安庁】 巡視船、航空機の哨戒により外国漁船の動向を早めに把握し、我が国の領海及び排他的経済水域で<u>違法操業を行うものについては厳正な取締りを行っており、今年についても長崎県で2隻、沖ノ鳥島で1隻を検挙</u>した。 また、水産庁と外国漁船の取締りに係る連絡会議等を開催して、連携・協力をしながら外国船の取締りを進めている。</p> |
| <p>② 外国公船及び外国漁船の位置や動向を監視し情報収集に努めるとともに、周辺で操業</p> | <p>【水産庁】 水産庁は関係機関及び漁業取締船等を通じ、外国漁船及び外国公船の動向について、情報収集に努めており、</p> |

| | |
|---|---|
| <p>する漁船や関係機関に即時に情報提供できる体制をより一層強化し、漁業者が危険を事前に回避し安全に操業するために必要な対策を講じること。</p> | <p>必要に応じて漁業取締船から直接漁船と連絡を取り、安全操業の確保に努めているところ。これらについて、漁業団体や都道府県を通じた対応などの希望があれば、個別具体的に相談頂きたい。</p> <p>【海上保安庁】 海上保安庁では関係省庁と緊密に連携を保ちながら外国漁船及び外国公船の動向について、情報収集に努めており、現場においては、巡視船艇、航空機による哨戒を適切に実施するとともに、漁業者に対し、外国公船の接近情報などを状況に応じて提供しているところ。なお、外国公船の接近の可能性がある尖閣諸島で操業する際は、安全確保やスムーズに情報提供を実施する観点から事前に保安部へ連絡をお願いしたい。</p> |
| <p>③ 外国漁船等の我が国海域への避泊にあたっては、台風の接近などの船舶に急迫した危険があった場合など、やむを得ない場合のみ認めることとし、入域者に対する基本ルール遵守の徹底指導及び監視強化並びに被害防止措置の実施等により、地元漁業や環境に対する影響を最小限に留めること。</p> | <p>【水産庁】 外国漁船の緊急避泊は、台風の接近等のやむを得ない場合にのみ認められるものであり、それ以外の場合は入域しないよう、強く指導してきたところである。なお、やむを得ず緊急入域をする場合には、必ず事前通報を行うとともに、廃棄物の投棄や敷設漁具の損傷等が発生することがないように、基本的ルールの遵守を引き続き要請したい。また、緊急避泊する外国漁船による漁具被害の軽減・防止等を図るため、監視活動の実施、漁具標識の整備等の支援を行っているところである。</p> |
| <p>回答へのコメント 【鳥取海区（案）】 我が国の漁船の安全確保のため、引き続き有効な対策の検討をお願いします。</p> | |
| <p>5 被害の救済</p> <p>① <u>外国漁船による違法な操業や投棄漁具等による被害の救済のため、漁場機能維持管理事業等による対策を充実、強化すること。</u></p> | <p>【水産庁】 <u>平成27年度補正予算により25億円を積み増したところである</u>今後も暫定水域等において外国漁船の影響を受けている関係漁業者への支援を継続する必要があることから、<u>引き続き、必要な額が確保できるよう予算措置に努めたい。</u></p> |
| <p>回答へのコメント 【鳥取海区（案）】 基金事業の予算確保について感謝する。今後は「水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業」による漁船リース事業の優先採択をお願いします。</p> | |

今年度の提案（案）

鳥取海区漁業調整委員会

| 新規要望 | ○継続要望 |
|--|--|
| 議 題 | 日韓暫定水域及び我が国排他的経済水域における漁業秩序の確立並びに漁船リース事業の優先採択について |
| <p>提案理由、要旨等</p> <p>日韓暫定水域内での漁場交代利用及び海底清掃については、日韓民間漁業者間において15年以上協議を重ね平成27年には官民協議会が立ち上げられましたが、韓国側の前向きな姿勢が見られず今後も大きな進展が望めない状況です。</p> <p>国はこれまでも影響緩和に向けた支援措置を講じてきましたが、暫定水域内での韓国漁船の漁場独占や違反操業・投棄漁具はいつこうに改善されず、漁業者はいまなお厳しい経営を強いられています。</p> <p>日韓両国政府の責任により積極的に両国間協議の進展を図り、竹島の領土問題の解決により排他的経済水域の境界線の画定に全力を挙げて取り組んでいただくことを強く期待していますが、それまでの間の措置として、下記事項について格別の配慮を要望します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 日韓両国政府の責任において積極的に両国間協議の進展を図り、竹島の領土問題の解決により排他的経済水域の境界線の画定に全力を挙げる事。 2 境界線が画定するまでの間、暫定水域内での漁業秩序および資源管理方策を早急に確立すること。併せて、漁場交代利用及び海底清掃について、民間での合意事項が履行されていない現状を踏まえ、国の責任において調整すること。 3 新協定締結後17年経過した現在もなお、暫定水域の設定による漁場喪失や韓国漁船の投棄漁具等による漁場荒廃により厳しい経営を強いられる漁業者に対し、「水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業」による漁船リース事業の優先採択をすること。 | |